

【新設】（直接又は間接保有の株式）

59 の 3 (1)－2 法人がその取引の相手方である法人との間に出資関係を通じて措置法第 59 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する特殊の関係（以下「特殊の関係」という。）にあるかどうかを判定する場合のいずれか一方の法人が直接又は間接に保有する株式には、その払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものが含まれるものとする。

(注) 名義株は、その実際の権利者が所有するものとして特殊の關係の有無を判定することに留意する。

【解説】

- 1 本制度における関連者とは、法人で、適用対象法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（その他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の 50% 以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係のあるものをいう（措法 59 の 3 ②一、措令 35 の 3 ⑦）。
- 2 ところで、このいずれか一方の法人が直接又は間接に保有する株式かどうかの判定に当たっては、措置法通達 59 の 3 (1)－1 と同様に払込み等が行われていない株式をどのように取り扱うかといった疑問が生ずる。
- 3 この点については、措置法通達 59 の 3 (1)－1 における「発行済株式」の範囲に関する取扱いと同じ取扱いになるべきである。そこで、本通達では、このいずれか一方の法人が直接又は間接に保有する株式には、その株式の払込金額等の全部又は一部について払込み等が行われていないものも含まれるものとして取り扱うことを明らかにしている。
- 4 なお、名義株については実際の権利者が所有するものとして取り扱うのは当然のことであり、本通達の注書において、このことを留意的に明らかにしている。